

第1章 これまでの取組の概要

R1		R2			R3	
I	II	III	IV	V		
初動対応 (令和元年12月~令和2年3月)	緊急事態宣言 (令和2年3月~5月)	令和2年夏の感染拡大 (令和2年5月~9月)	令和2年秋冬の感染拡大 (令和2年9月~令和3年3月)	アルファ株の感染拡大 (令和3年3月~7月)		
<ul style="list-style-type: none"> ・初動対応 ・危機対策本部の体制 ・相談・受診体制の整備 ・コールセンターの設置 ・物資対策 ・ダイヤモンド・プリンセス号 ・公表方法の方針 ・小学校等の一斉休業 ・県主催イベント開催制限 ・最初の患者の発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言 ・専門家会議の設置 ・最初のクラスター発生 ・病床の確保 ・宿泊療養施設の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療確保計画の策定 ・地域外来・検査センターの設置 ・ECMOチーム等養成研修事業 ・診療・検査医療機関の設置 ・公表基準の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大 ・病床の確保 ・宿泊療養施設の追加確保 ・自宅療養者のための食料品の提供体制 ・保健所体制の強化 ・誹謗中傷対策 ・感染リスクが高まる「5つの場面」 ・特措法の改正等 ・ワクチン接種の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・アルファ株への置き換わり ・ワクチン接種体制の強化 ・事例検討会 ・飲食店の見回り調査 ・飲食店の営業時間短縮要請（青森市） ・春祭りと感染拡大 ・飲食店感染防止対策認証事業 ・ワクチン職域接種 		
R3		R4			R5	
VI	VII	VIII	IX	X		
デルタ株の感染拡大 (令和3年7月~9月)	令和3年秋の感染減退 (令和3年9月~11月)	オミクロン株 BA.1、BA.2の感染拡大 (令和3年11月~令和4年5月)	オミクロン株BA.5の感染拡大（夏） (令和4年5月~9月)	オミクロン株BA.5の感染拡大（秋冬） (令和4年9月~令和5年3月)		
<ul style="list-style-type: none"> ・デルタ株への置き換わり ・病床と宿泊療養施設の確保 ・緊急対策パッケージ ・飲食店の営業時間短縮要請（八戸市） ・中和抗体薬等の在庫確保体制 ・アストラゼネカ社ワクチン接種センターの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像 ・保健・医療提供体制確保計画 ・ワクチン広域接種 ・行動制限緩和、検査無料化 ・新たなレベル分類 	<ul style="list-style-type: none"> ・オミクロン株への置き換わり ・まん延防止等重点措置の実施 ・スクリーニング検査 ・自宅療養体制の強化 ・臨時の医療施設 ・移送業務の委託 ・ワクチン追加接種（3回目接種）の開始 ・県営武田/モデルナ社ワクチン広域追加接種センターの設置 ・小児接種の開始 ・まん延防止等重点措置の終了と青森県独自の対策の実施 ・積極的検査の実施 ・積極的疫学調査の集中化 ・罹患後症状に係る医療提供体制の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・オミクロン株BA.5への置き換わり ・ワクチン第二期追加接種（4回目接種）の開始 ・県営広域追加接種会場設置 ・県営武田社ワクチン（ノババックス）接種センターの設置 ・BA.5対策強化宣言 ・臨時Webキット検査センターの設置 ・集中的検査の実施（第1回） ・医療等の負担権限のための5つのお願い ・自宅療養者サポートセンターの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・Withコロナに向けた政策 ・オミクロン株対応ワクチンの接種開始 ・乳幼児接種の開始 ・オミクロン株対応ワクチンを用いた県営広域接種会場の設置 ・外来医療体制整備計画 ・年末年始等に対応する診療・検査医療機関に対する財政的支援 ・二酸化炭素濃度測定器の高齢者施設・障害者施設への配布 ・集中的検査の実施（第2回） ・高齢者施設等サポート医療機関 ・新レベル分類の運用 		

第2章 取組に対する課題と評価

1 本部運営

危機対策本部の設置当初から本部長である知事の指示のもと、全庁一丸となり対応

【評価できる点】

- ・コーディネーターの配置
- ・明確な役割分担
- ・応援体制の構築
- ・保健医療調整本部の専任組織化
- ・随意契約による迅速な対応 など

【課題】

- ・感染症が長期化した場合の業務マネジメント
- ・一部の職員に大きな負荷

4 保健所業務

人的・物的支援や業務委託等により、保健所業務を円滑に実施

【評価できる点】

- ・コールセンターの設置
- ・積極的疫学調査の推進
- ・I H E A Tの活動
- ・高齢者施設等の感染管理指導
- ・移送業務の委託 など

【課題】

- ・一時的なコールセンターの応答率低下
- ・H E R - S Y S、G - M I S等のD Xの活用

2 感染拡大防止

基本的な感染防止対策やより強力で効果的な対策

【評価できる点】

- ・基本的な感染防止対策等の繰り返しの呼びかけと県民の行動変容
- ・感染拡大時等の特措法に基づくより強い要請
- ・個人情報に配慮しつつ感染拡大防止に資する情報の公表
- ・報道機関との協力体制の構築 など

【課題】

- ・変異株による感染様相の変化を踏まえた対応
- ・誹謗中傷の発生とその対応

5 外来診療・検査体制

感染状況や地域の医療資源を踏まえ、外来診療や検査体制を整備・維持

【評価できる点】

- ・地域外来・検査センターの設置
- ・診療・検査医療機関の整備
- ・臨時W e bキット検査センターの設置・運営
- ・スクリーニング検査の実施
- ・無料検査の実施 など

【課題】

- ・診療・検査医療機関の不足と負担増
- ・環境保健センターの職員不足

3 医療提供体制

感染状況や変異株の特性に応じて、必要な体制を構築・維持

【評価できる点】

- ・医療機関との連携
- ・必要な方が入院できる体制を維持
- ・臨時の医療施設の確保
- ・宿泊療養施設の確保
- ・自宅療養者サポートセンターの設置 など

【課題】

- ・臨時の医療施設に対応する医療従事者の確保
- ・高齢者施設等内で療養する方に対する往診・相談対応する医療機関の確保

6 ワクチン

市町村、医療機関、民間企業・団体や県民と一丸となって接種を推進

【評価できる点】

- ・新型コロナワクチン相談コールセンターの設置
- ・専門医療機関の確保
- ・市町村向けワクチン供給の配分
- ・広域接種会場の設置
- ・各種医療機関等への支援 など

【課題】

- ・ワクチン接種のための医療従事者の確保

第3章 専門家会議委員の意見

第4章 次なる新興感染症に向けて（※イメージ）

- 今般、「第1章 これまでの取組の概説」で青森県の取組を振り返り、「第2章 取組に対する課題と評価」で取組を評価した上で、課題を整理し、「第3章 専門家会議委員の意見」でこれらに対する専門家の意見をいただいたところであり、こうした課題や意見等を踏まえ、次なる新興感染症に備える必要がある。
- 特に、今般の新型コロナウイルス感染症対応は、3年を超え、長期化する中、災害や危機管理事象も並行して対応せざるを得なくなった
- こうしたことを踏まえ、次なる新興感染症に対して、事態の長期化を見据えた対応を含め、全庁体制の構築が必要不可欠である。
- また、一般医療を含めた医療崩壊を起こさないためには、……
- さらに、感染拡大防止のためには、全県的な対策が必要であり、保健所設置市と青森県の間で……
- 青森県としては、今般の取りまとめた結果をもとに、新型インフルエンザ等対策青森県行動計画、各種マニュアルに反映させるなどにより、全庁を挙げて、青森県の感染症対策の強化・充実を図っていく。